

12 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に 適合するも のであるこ と	意義及び目標に関する事項	本市の中心市街地の特徴や課題を踏まえて、「商業活性化の推進による魅力ある生活拠点の形成」や「産業支援策の推進によるビジネス機会の創出」、「地域資源を活かしたまちづくりの推進」を行うこととしている。(1 [6] 中心市街地活性化の基本方針参照)
	認定の手続	当計画の内容については、尼崎市中心市街地活性化協議会と協議を行っている。(9 [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項参照)
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	中心市街地の位置及び区域は、中心市街地の各要件を満たしている。(2 [3] 中心市街地要件に適合していることの説明参照)
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	担当課の位置づけや関係各部局間との協議といった庁内の推進体制、活性化協議会との関係、シンポジウムやワークショップ、車座会議の開催など、事業推進に向けて様々な主体との連携に十分に取り組んでいる。(9 4～8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項参照)
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	本市の各種計画において、中心市街地を都心と位置づけ、都市機能の集積に取り組むことが明確となっている。また、商業立地ガイドラインを策定し、大規模商業施設の立地の誘導・規制を行っている。(10 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項参照)
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	個別事業については、実践的で試行的活動に取り組んでいる。また、都市計画や商業立地ガイドラインとの整合を図った計画となっている。(11 その他中心市街地の活性化のために必要な事項参照)

基準	項目	説明
第2号基準 基本計画の 実施が中心 市街地の活 性化の実現 に相当程度 寄与するも のであると 認められる こと	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	目標に掲げる『商業活性化の推進による魅力あふれる中心市街地の形成』、『「ものづくりのまち・尼崎」の産業活力を育む中心市街地の形成』、『地域資源を活かしたにぎわいあふれる中心市街地の形成』に必要な事業を、4～8において記載している。
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	本計画に位置づけている事業の実施が、数値目標の達成に寄与することを合理的に説明している。(3 中心市街地活性化の目標参照)
第3号基準 基本計画が 円滑かつ確 実に実施さ れると見込 まれるもの であること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	概ねの事業について、事業主体が特定されており、4～8において記載している。
	事業の実施スケジュールが明確であること	全ての事業について計画期間内に完了もしくは着手できる見込みであり、その予定を4～8において記載している。